

授業料後払い制度について

修士・博士前期・専門職学位課程を対象とした制度です

三重大学学生支援チーム
免除・奨学金担当

※本資料中の図表は日本学生支援機構チラシから一部引用しています

従来からの貸与奨学金

日本学生支援機構の奨学金(大学院生)

	第一種奨学金	第二種奨学金
利子	無利子	有利子 (利率固定方式or利率見直し方式を選択する)
貸与月額	月額 5万円、8.8万円から選択	月額 5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択
返還方式	所得連動方式or定額返還方式を選択する	定額返還方式
保証制度 ※	所得連動方式→必ず機関保証 定額返還方式→人的保証or機関保証を選択する	人的保証or機関保証を選択する
その他	特に優れた業績による返還免除制度を利用することができる	特に優れた業績による返還免除制度の対象とならない

※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一。
ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合又は授業料後払い制度の場合は、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができる。

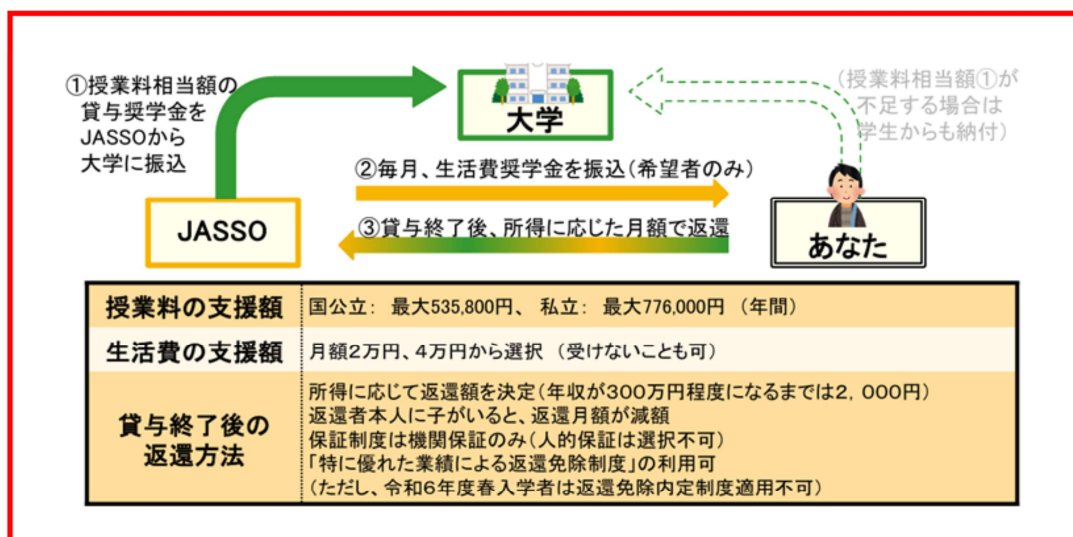
令和6年度から開始した「授業料後払い制度」の説明の前に、まずは従来からの貸与奨学金について簡単に説明します。

日本学生支援機構の奨学金で大学院生が利用できる奨学金は、貸与型奨学金のみです。給付型の奨学金はありません。
貸与型の奨学金は、「第一種奨学金」と「第二種奨学金」に分けられ、それぞれの違いは表のとおりです。

授業料後払い制度は、このうち「第一種奨学金」の一形態として、授業料相当額を日本学生支援機構から無利子で借りる制度です。

授業料後払い制度の概要

- 修士・博士前期・専門職学位課程のみ
- 日本学生支援機構貸与奨学金の一形態(第一種奨学金と家計基準・学力基準は同一)
- 在学中の授業料相当額について日本学生支援機構から貸与を受ける



授業料後払い制度のしくみについて説明します。

この制度を利用できるのは、大学院の修士段階のみです。三重大学の場合、修士・博士前期・専門職学位課程の方が対象です。

授業料後払い制度は、日本学生支援機構貸与奨学金の一形態であり、あなたが後払い制度に採用された場合、修士段階に在学中の授業料は、日本学生支援機構があなたに代わって大学へ納付します。

この授業料は、あなたが日本学生支援機構から借りていることとなりますので、貸与終了後、所得に応じた月額で日本学生支援機構へ返還します。

授業料後払い制度の概要

□ 希望者は、授業料相当額の貸与に加えて、**生活費奨学金**の貸与を受けることができる（月額2万円又は4万円）

□ 保証制度は必ず「機関保証」（機関保証料の負担が必要）

生活費奨学金も利用する場合は、生活費奨学金の月額から保証料が差し引かれた額が毎月の振込額となる。

機関保証

保証機関に連帯保証を依頼する制度

人的保証

連帯保証人・保証人を選任する保証制度



□ 授業料支援金と生活費支援金について、「特に優れた業績による返還免除制度」の利用が可能（第一種奨学金の利用者と同様の扱い）

□ 後払い制度と第二種奨学金の併用貸与（同時に貸与を受けること）は可能。

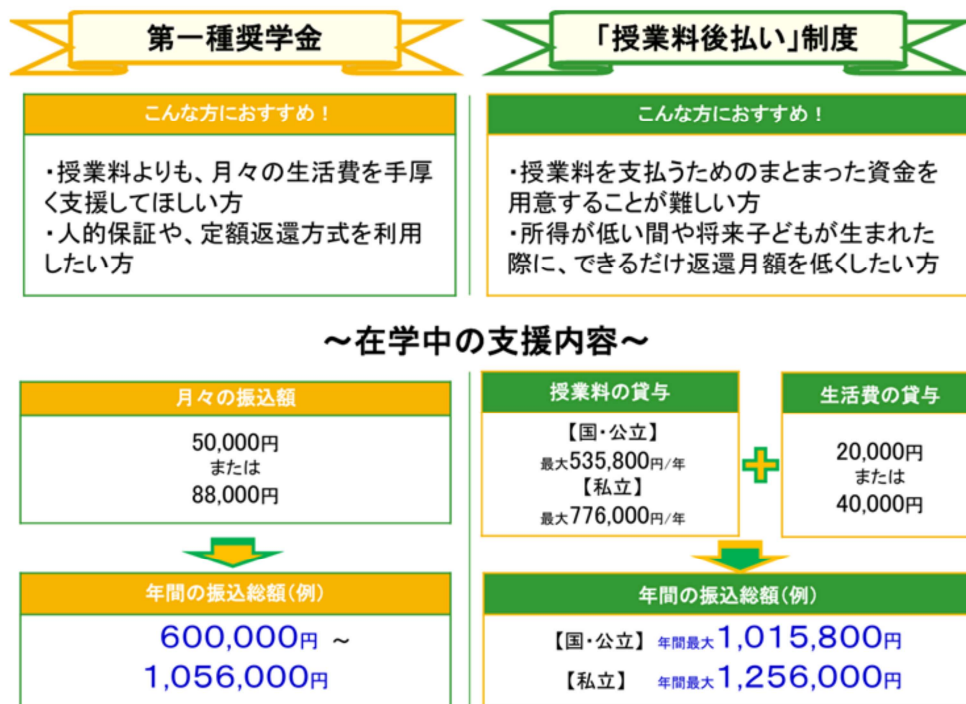
また、授業料後払い制度の利用者で、月々の生活費としての奨学金も希望する場合、月額2万円又は4万円を選び奨学金の貸与を受けることもできます。
この「生活費奨学金」も無利子であり、授業料相当額とあわせて返還します。

保証制度については、後払い制度は必ず機関保証となるため、「機関保証料」が発生します。貸与終了後に授業料相当額と機関保証料の返還が必要となります。

第一種奨学金には、貸与が終了する年度に申請し、認定を受ければ奨学金の半額免除又は全額免除が受けられる「特に優れた業績による返還免除制度」がありますが、後払い制度の利用者もこの制度に申請することができます。

後払い制度と第一種奨学金を同時に利用することはできませんが、後払い制度と第二種奨学金の併用貸与は可能です。

授業料後払い制度と第一種奨学金の比較



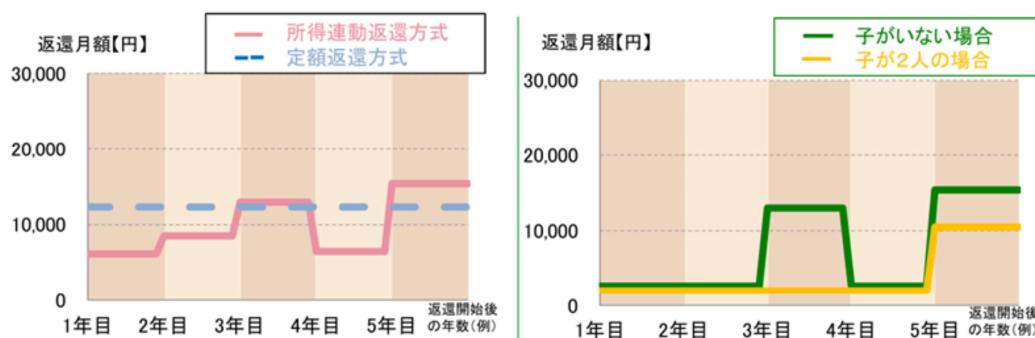
後払い制度と第一種奨学金の違いとして、後払い制度を利用すると、在学中にあなたが授業料を納付する必要がなくなるため、まとまった資金を用意することが難しい場合は後払い制度の利用がおすすめです。

貸与を受けることができる総額は、第一種奨学金のほうが大きくなります。

授業料後払い制度と第一種奨学金の比較



～貸与終了後の返還～



※定額返済方式の返済月額、88,000円を2年間貸与した場合を想定
 ※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
 (所得連動返済方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)
 ※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。

第一種奨学金の所得連動方式と後払い制度の返還方法の違いですが、後払い制度の場合は年収が300万円程度になるまで、返還する月額は2,000円のみです。

第一種奨学金所得連動方式では、返還初年度の返済月額は定額返済方式により算出された返済月額の半額となります。
 (最低返済月額申請を行うことにより返済月額を2,000円とすることが可能。)

また、後払い制度の返還者に子どもがいる場合、割賦月額の計算時に追加の控除があります。
 第一種奨学金所得連動方式では追加の控除はありません。

授業料後払い制度FAQ

Q1. 予約採用で後払い制度の採用候補者となった後で、第一種奨学金へ変更できるか。

A1. 予約採用では、正式に採用されるための手続きとして、4月に「進学届」を提出する必要がありますが、その際に利用する奨学金の種類を授業料後払い制度から第一種奨学金へ変更することができます。

Q2. 後払い制度の利用開始後に、第一種奨学金へ変更することができるか。

A2. 同一年次内に、後払い制度から第一種奨学金へ変更することはできません。また同一年次内に、第一種奨学金から後払い制度への変更もできません。

例えば1年次に後払い制度を利用した者が、進級までに後払い制度を辞退し、2年次から第一種奨学金を利用することは可能です。ただしこの場合、「特に優れた業績による返還免除制度」は、それぞれの奨学金種別の貸与終了年度に申請する必要があります。

そのほか後払い制度に関するFAQをまとめましたので、参考にしてください。

授業料後払い制度FAQ

Q3.後払い制度を利用する場合、授業料免除の申請はできないのか。

A3.後払い制度と授業料免除は同時に利用することが可能です。後払い制度と授業料免除に採用された場合、日本学生支援機構への返還額を免除額分減らすことができます。

なお、申請手続きは後払い制度と授業料免除それぞれで必要です。

Q4.後払い制度に採用された場合、課程修了まで支援が継続されるのか。

A4.第一種奨学金と同様に、翌年度の継続意思を確認するための「継続願」の提出が必要となります。また年度末には学業成績等の確認による「適格認定」を行いますので、成績不振の場合などは支援が打ち切られることがあります。

問合せ先

授業料後払い制度のほか、日本学生支援機構奨学金について不明な点は学生支援チーム奨学金担当へお問合せください。(平日9時～17時)

メール: menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

電話: 059-231-9061